

トピックス 北ヨーロッパの福祉設備状況

著者	亀谷 義浩
雑誌名	理工学と技術 : 関西大学理工学会誌 = Engineering & technology
巻	19
ページ	69-74
発行年	2012-11-16
その他のタイトル	Present Condition of Public Accessibility in North Europe
URL	http://hdl.handle.net/10112/7511

北ヨーロッパの福祉設備状況

亀谷 義浩*

Present Condition of Public Accessibility in North Europe

Yoshihiro KAMETANI

1. はじめに

日本においては、これまで、高齢者や障害者が社会参加し、自己実現しやすい社会環境を実現するための施策として、1994年にハートビル法が施行され、2000年には交通バリアフリー法、そして、2006年にはバリアフリー新法ができた。また、2005年にはユニバーサルデザイン政策大綱が発表されている。これらは、まちづくりや建築計画に生かされ、現在では、高齢者や障害者が安全に街に出ることができ、容易に建物や施設を利用できるような環境が整いつつある。しかし、まだまだ、社会生活の中で危険なことや不便なことも多くあるのが現状であり、世界におけるこのような福祉環境や取り組みを知ることは、我が国の福祉設備対策を考える上で有意義なことである。こうした、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化は、高齢者や障害者だけでなく、ベビーカーを押す人やスーツケースなどの大きな荷物を持つ人、怪我をした人や妊婦、自転車を利用する人、方向を理解するのが苦手な人など、様々な人々に対しても有効であり、便利でもある。また、ノーマライゼーションの考え方に基づくとともに、物理的なバリアだけでなく、心のバリアを取り除き、さらには、情報のバリア、制度のバリア、意識のバリアなど、様々なバリアをなくしてこそ真の意味においてすべての人が平等であり、人権が尊重される。そこで、早くからこうした問題に対して取り組んできたヨーロッパにおける福祉状況を把握することが重要と考えられ、本報は北ヨーロッパ、とりわけ、イギリス、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマー

クの首都を中心に、公共交通機関や公共施設、さらには、商業施設、住宅などのアクセシビリティや福祉設備状況を報告するものである。

2. イギリス・ロンドン (図1～6)

イギリス・ロンドンでは、様々な国からの移民や観光客等の多様な人種で構成されるため、言語もまた多様である。そのため、サインでは、ピクトグラムが主であり、言語は補足的に扱われている。基本的に外国語表示は少ないが、美術館や一部役所などでは、7カ国語の言語表示がされている場合もある。このような国際都市では、様々な文化に対応できるサイン表示の手法が必要である。福祉設備対応に関しては、まだまだ遅れている状況であると考えられ、現在、各種施設で対応する工事がおこなわれている。車いす対応はなされていることが多いが、長いスロープや何回も折れ曲がるスロープ、曲率半径の小さいらせんスロープなどが多くみられ、これらに踊り場のないものもある。しかし、ボランティアが発展しているため、障害者はボランティアと一緒に行動している姿をよく目にする。駅や建物内では、Help PointやRefuge Pointがあり、避難経路の確保とともに待機できる安全確保について考慮されている。

英国では障害者を Disabled としているようであるが、福祉対応は、障害者だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子供づれ等に対応するようにサイン表示されている。

イギリスでは、包括的反障害者差別法として、「障害者差別法1995」があり、個別法として、建物や住宅に関して、「建築規則パートM」がある。また、交通機関に関しては、「DDA第3部」、「DDA第5部」、「交

原稿受付 平成24年7月6日

*環境都市工学部 建築学科 准教授

通法1985」、「交通法2000」、「鉄道バス車両アクセス規則2000」がある。さらに、英国では、高齢者や障害者の個別輸送サービスとして Special Transport Service

(STS) があり、ボランティア組織によるダイアルアライドが運行されている。



図1 博物館のキャプションは7カ国語表示のものもある



図2 買い物をサポートするショッピングモビリティ



図3 商業施設にある障害者用のベビーチェンジ施設サイン



図4 ショッピングセンターの水平部分の長いエスカレーター



図5 地下鉄プラットフォームにあるヘルプポイント（地上駅）



図6 国鉄のホームから改札へは広いスロープが設置されている場合が多い

3. スウェーデン・ストックホルム（図7～12）

スウェーデンは、世界に先駆け早くから福祉対応をしてきた国であり、ノーマライゼーションの考え方も根付いている。これは、1950年代にデンマークのバンク・ミケルセンによって提唱されたノーマライゼーションの理念が、スウェーデン知的障害者連盟(FUB)のベンクト・ニリエによって広められ、1968年には「1968年法制度」ができ、ノーマライゼーションが推進されるようになったからである。また、スウェーデンでは、障害は社会の欠陥であるという見解に立ち、社会や環境を改善することでなくなると考えた。そのような社会環境であるため、街を一人で歩く視覚障害者を目にすることができる。特徴的であるのは、白杖の先は丸く大きな球状になっている。これは、路面が

石畳になっていることが多く、杖がその石畳に引っかからないようにするためのようであるが、インフラストラクチャーの性格から路面に凹凸があったり、地形的な条件から坂の上り下りが連続したり、アクセス段差を避けられなかったりする。また、建物は古いものが多く、福祉対応ができていないものも多く見られる。出入口やエントランススペースなど空間的に対応しにくい状況もある。また設備的にもエレベーターは押しボタン式の片開き扉のものであり、出入口には回転扉がよく使われる。しかし、1975年には建築法に、住宅は車いす利用者がアクセシブルであるようバリアフリー要綱が盛り込まれている。サインには、ピクトグラムがよく使われるが、文字情報も多い。主要なターミナルでは英語が併記されていることもあるが、スウェーデン語のみのものも多い。スウェーデンは北欧

において強国であったために現在においても他の北欧諸国の言語表記はない。標識などの屋外公共サインは落書きやいたずらされることが多く、滑稽なものもある。この国では基本的に点字ブロックはないが、点字が表記されているものもある。

このようにスウェーデンでは、ノーマライゼーションの理念に基づき福祉政策を推進してきたため、障害者だけを対象としたアメリカの「ADA法」やイギリスの「障害者差別法1995」のような反障害者差別法は

なく、個別法として、建物や住宅に関しては、「計画建築法1997」、「建築規則1994」があり、交通機関に関しては、「交通機関の障害者施設に関する法律1979」、「公共交通責任法1998」、「公共交通規則」がある。また、Special Transport Service (STS) として、「STS法1998」により自治体にSTSの提供が義務付けられている。また、パーソナルアシスタント制度もあり、1994年にLSS法（支援サービス法）と重度の障害者を対象としたLASS（アシスタント保障法）が施行されている。



図7 空港ターミナル出入口の自動回転扉（かなり大きい）



図8 国鉄駅にある2種類の高さの違う自動券売機



図9 地下鉄駅は絵画や彫刻などによって差別化され個性がある（地上駅）



図10 地下鉄のエレベーターは押しボタン式手動片開き扉である



図11 落書きされた屋外サイン（市立図書館）



図12 段差なく利用できる水辺の遊歩道

4. フィンランド・ヘルシンキ（図13～18）

フィンランドは、ロシアやスウェーデンに長く支配されていた歴史があり、北欧の福祉国家としては、福祉施策は遅くから始まった。また、福祉施策はスウェーデンの影響が大きく、スウェーデンと同じ設備があることやサイン表示やアナウンスには必ずスウェーデン語がある。ただし、多くの施設・設備等でフィンラン

ド語、スウェーデン語、英語の3カ国語表示となっている。これは、スウェーデンとの関係に加え、フィンランドにおける英語教育が発達していることと深くかかわっていると考えられる。また、点字ブロックや点字などの設備が見られ、エレベーターやエスカレーターの設備も充実している。しかし、点字ブロックでは複雑なものや曲折しているものも見られ、エレベーターでは手動式の片開き扉のものが多く使いにくいも

のもある。また、歩道、車道（横断歩道を含む）ともに石畳でできていることが多く凹凸が大きい。また、メンテナンスが悪いために凹凸が大きくなり段差となっている。アスファルトやタイル舗装の場合も同様である。新しい建物等では福祉対応がなされているが、古い建物では対応が遅れていたり応急仮設的なところが多くある。

フィンランドでは、1982年に社会福祉法が整備され、1980年代から高齢者ケアは施設から在宅へ方向転換し

ている。また、1992年には福祉の権利が法になり、すべての人の権利が謳われた。1999年の「土地使用と建築法」では、子供や高齢者、障害者にとっての安全、快適、健康的な生活環境や職場環境形成が一つの目的となっている。現在、フィンランドは高齢化しつつあるが、このような法整備によって物理的バリアが解消されてきているとともに、いつでも困っている人に手を差し伸べるという国民性によって、高齢者や障害者の心のバリアが取り払われている。



図13 美術館の象徴的にデザインされたスロープ（曲線状）

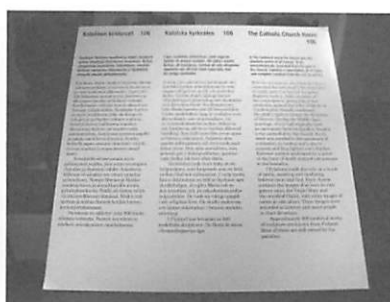


図14 キャプションはフィンランド語、スウェーデン語、英語の3カ国語



図15 図書館の段差解消昇降機

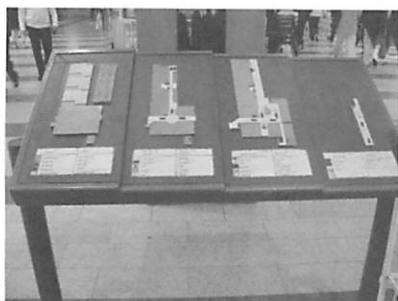


図16 点字及び触地図（バスターミナルと一緒にした商業施設）

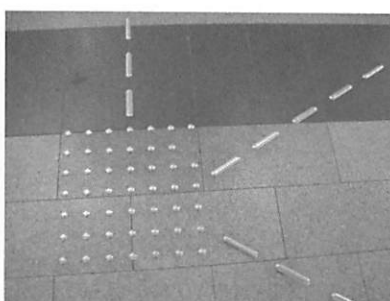


図17 複雑な点字ブロックの交差点部分（バスターミナル）



図18 ショッピングセンターの無段エスカレーター

5. ノルウェー・オスロ（図19～24）

ノルウェーは、スウェーデンと同様に福祉先進国ではあるが、福祉対策は、北欧諸国としては少し遅れて取り組んできた国である。オスロにおいても各所でその施設・設備などの対応をうかがうことができるが、早くに取り組んだ福祉設備や機械は、現在、老朽化してきているとともに、現在の取り組みとは異なっている。特に上下移動はスロープで移動することが多く、人力での移動が容易な構造になっているが、その分エレベーターやエスカレーターの普及は遅れているといえる。商業施設では、ショッピングセンターのような大型店舗だけでなく、小さな店舗においてもバリアフリーになっていることが多い。また、公共施設や歩道、

地下鉄通路、公共交通車両などは、空間的余裕があり、移動しやすくなっている。ほとんどの公共交通機関では優先座席というものはない。高齢者に対する配慮は当然のこととして意識しているからのようである。同様に障害者に対する意識も高く、だれもが互いに助け合い、手を差し伸べるという国民性があり、物理的バリアフリーだけでなく心理的なバリアフリーが進んでいる国でもある。

高齢者施策としては、1990年中ごろより在宅介護へと方向転換し、ケアの段階システムによるサービスの提供が行われている。オスロでは、市の社会局は市役所内ではなく、高齢者福祉施設の中にあり、利用者の声を直接反映できるようにしている。また、高齢者サービスを受けるに当たり、無料ではなく、利用者は少額

ではあるが負担をする。これは、高齢者自身の尊厳を損なわないようにするためである。

障害者施策としては、1997年には、ノルウェー障害者協議会が「すべての人のための計画とデザイン」のなかで、ユニバーサルデザインの重要性が述べられた。2001年には、「ユーザーから市民へ」という報告がなされ、社会的平等が謳われた。2005年には、「障害者差別禁止法（2007年施行）」ができ、平等とアクセシビリティが発表され建物のユニバーサルデザイン化が義務となった。ノルウェーではパーソナルアシスタント制度があり、BPA（利用者の管理によるパーソナ

ルアシスタント制度）という名称で2000年に全国的制度になっている。

ノルウェーでは、国家予算の34%及びGDPの12.7%が医療や社会福祉サービスに充てられ、税制がこれを支えている。所得税は累進課税であるが標準30%程度、消費税は25%である。このような高福祉かつ男女平等の進んだ国家ではあるが、移民が多く、現在、福祉の理念を共有せず恩恵だけを受けようとする全く異なった考えの移民を迎えることに抵抗する考えもあり、移民政策が一つの課題となっている。



図19 地下鉄駅構内の移動はスロープが主な手段である



図20 国鉄車内に設置された車いす用昇降機



図21 国鉄車内の車いす対応トイレ

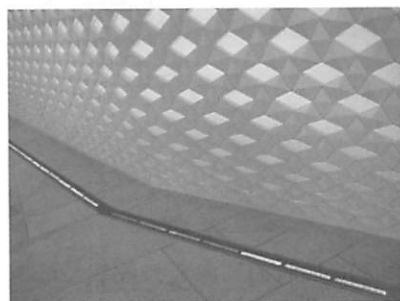


図22 劇場内にある電光式点字ブロック（一本線状）



図23 小売店出入口には階段とともに手すり付スロープも設置されている



図24 通路や書架の間隔が広く車いすも通行しやすい図書館内部

6. デンマーク・コペンハーゲン（図25～30）

デンマークは、酪農を主な産業としていることから環境に対して早くから取り組んできた国であり、とりわけ風力発電などに関する歴史は古い。また、環境配慮から自転車の利用も多く、自転車道の整備や設備の設置は充実しており、公共施設や商業施設などでの自転車対応も整っている。国民の大半が自転車を利用するという自転車大国となっているが、市街では多くの自転車が溢れていて無秩序に放置されることもある。デンマークは、福祉発祥の地ともいわれるように、他の北欧諸国同様に福祉国家であり、早くから高齢者や障害者に対する福祉に取り組んできた。これは、バ

リアフリーに対して早くから取り組みをし、1959年法（知的障害者福祉法）という法律をつくった功績が大きく関係している。この法律をつくるために力をつくしたのが、デンマークの社会運動家（社会省の知的障害福祉課）ニルス・エリク・バンクミケルセンであり、ノーマライゼーションの考え方を表した。こうしたことからデンマークでは、すべての人が平等であり、心のバリアをなくすような施策がとられている。

高齢者施策としては、施設を中心とし、高齢者アクティビティセンターや高齢者住宅などがあり、充実したものとなっている。ただし高齢者住宅では、現在待ち期間が3ヶ月から1年となっている。

障害者施策としては、1971年の国連「知的障害者権

利宣言」の中でノーマライゼーションが採択され、1981年には、「国際障害者年」により、世界に影響を与えた。

パーソナルアシスタント制度の発祥もデンマークであり、1970年代後半から80年代にかけて地方都市オーフスで始まり、1987年にはデンマークの総合的な福祉法である「生活支援法」に組み込まれ、全国的な制度として適用されるようになった。以後、障害者が地域

で自立生活をするために、介助などの面で経済的な負担がある場合、それを公的機関が保障することになっている。こうした福祉を支えているのが税制であり、デンマークでは、所得税が50%、消費税が25%である。この税収の8割が医療や福祉、教育に使われている。しかし、様々な国からの移民の増加により現在の環境は変化しつつある。



図 25 地下鉄の列車とプラットフォームの間は小さく、車いす利用も容易である



図 26 駅周辺の駐輪場は自転車が溢れている



図 27 歩道上のS字になった点字ブロック（自転車が覆い被さっている）



図 28 大学の広い廊下は多目的に使われている



図 29 ショッピングセンターの巨大な自動回転ドア



図 30 図書館にある無段緩勾配エスカレーター

7. おわりに

ヨーロッパの建物は古く、400年、500年経っているものも今なお使用されている。正面に大階段があり、大きな扉がある建物は、威厳があり立派ではあるが、高齢者や障害者にとっては使いにくいことも多い。こうした状況の中、現在、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化をするために改修しているところが多い。出入口部分の階段は取り払われスロープになり、扉は自動ドアに変更される。歴史的な建物の場合もこのような変更はよくあるが、建物保存や景観の観点から出入口は別のところにつくられ、目立たないような変更がなされる。改修だけでなく、新しく建てられる建物においても様々な工夫がある。また、道路には自動車の速度を落とすためのハンプが横断歩道となり段

差なく歩道から歩道へ渡ることができるように工夫されたものもある。駅やショッピングセンターなどにおいても、すばらしいアイデアや手法があり、日本においても見習い、取り込むべきことが多くある。本報でのイギリスや北欧のような福祉先進国は、物理的なバリアフリーだけでなく心のバリアフリー先進国でもあり、こうした社会は、様々な人々の弛まない努力によってもたらされたもので長い歴史に培われている。そして、高齢者や障害者自身の尊厳を損なわないように心づかいもされていて、自律的な生活とともに、豊かな人生が送れるように配慮されている。こうした取り組みを参考に、高齢社会となった日本が成熟社会として発展・持続し、そこに暮らす人々が豊かな人生を享受することができる社会を目指したい。